

令和7年度三重県フェア in タイランド運営事業業務委託 仕様書

1 委託事業の目的

人口減少や高齢化に伴い、国内の飲食料の市場規模が縮小するなか、海外においては、経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大傾向にあります。

また、インバウンド誘客においても同様に、今後の国内旅行市場の縮小が見込まれるなか、訪日旅行需要は増加傾向にあり、2024年の訪日外国人旅行者数は最多を更新しています。

このため、農林水産物・食品の輸出や食品製造業の海外展開、インバウンド誘客を促進するため、親日国であり、かつ一定数の富裕層が存在するタイランドにおいて、令和6年度に引き続き「三重県フェア」を開催し、食を中心とした県産品事業者による現地ニーズの把握及び販路拡大を支援するほか、本県へのインバウンド誘客に結びつけることを目的としたPRを実施します。

2 事業主体

三重県

3 委託業務名

令和7年度三重県フェア in タイランド運営事業

4 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

5 委託内容

(1) 三重県フェアに向けた商談会の開催

①開催時期及び開催期間（予定）

令和7年4月下旬

②会場

三重県総合文化センター（三重県津市一身田上津部田 1234）内会議室

(2) 三重県フェアの開催

①開催時期及び開催期間（予定）

令和8年1月中下旬の8日間程度。

このうち、週末を含む4日間程度、参加事業者による実演販売を行う。

残りの期間は現地販売員が販売を行う。

②会場

サイアム高島屋（G階ローズフードアベニュー）を想定

③参加予定事業者数

三重県内に本社または事業所を置く食関連企業、農水産業者等12社程度。

(3) 委託業務内容

令和7年度三重県フェア in タイランド及び商談会の企画運営業務

具体的には次の業務を実施する。

- ① 事業全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、事業内容に係る調整、運営管理等）
 - ・全体スケジュールを県と協議のうえ作成すること。
 - ・フェア期間中、来場者にアンケートを行うこと。アンケートの謝礼にノベルティを配布すること。アンケート項目、ノベルティの内容は県と相談して決めること。
 - ・フェア期間終了後、参加事業者にアンケートを行うこと。アンケート項目は県と相談して決めること。
 - ・フェア期間終了後、売上・販売結果をとりまとめ、県及び参加事業者に報告すること。

- ②商談会の実施及び商品販売のサポート
 - ・フェア参加商品を選定するため、現地インポーターとフェア参加希望事業者との商談会を行うこと。インポーター等の選定については、県と十分協議の上決定すること。なお、商談会は県が手配した会場で行うものとする。
 - ・商談会参加事業者については、あらかじめ県が募集するが、フェア開催に向けて出展者が不足した場合は、出展者の追加募集に協力すること。
 - ・商談会の結果を踏まえ、インポーターとともにフェアでの販売に向けた調整を行うこと。
 - ・商品の輸出に必要な事務手続き等を行うこと。初めてタイに輸出を行う商品については、FDAの登録支援を行うなど、フェアに出品する商品の小売りが可能な状態にすること。
 - ・サンプルやフェア出展商品の輸送については、正規の手続きをとり、合理的な方法で行うこと。なお、サンプル輸送に係る費用については参加事業者負担とする。

- ③ フェア会場の使用に係る関係者との調整業務
 - ・フェア開催場所に係る調整、展示装飾、各種手続き等の業務を行うこと。展示装飾の内容については県と相談して決めること。

- ④ フェア会場の設営及び搬出入に係る業務
 - ・フェアに必要な商品、資機材、什器類等の手配、保管、設営、撤去等を行うこと。
 - ・フェア中に必要なタイ語値札、POP等を作成すること。
 - ・出展事業者のブースの配置等、会場設営は県と十分に協議すること。
 - ・会場内にイベント用のステージを設営すること。

- ⑤現地販売支援員の手配
 - ・フェアの一部の期間は参加事業者が渡航し実演販売を行う予定であるが、その期間中は参加事業者と来場者のコミュニケーションをサポートするスタッフ（通訳）を少なくとも3名、それ以外の期間は販売スタッフを少なくとも6名手配すること。

- ⑥参加事業者の商品販売促進のための取組
 - ・試飲・試食、実演販売、オープニングセレモニーなど来場者の購買意欲をそそるための取組を実施すること。内容は県、サイアム高島屋など関係者と協議したうえで決定すること。

⑦観光案内ブースの設置・運営

- ・フェア来場者に対し三重県の観光案内を実施するブースを設営すること。なお、ブースデザインについては、バックパネルにタイ人に訴求力の高い観光コンテンツの写真を使用するなど、来場者へのアピール効果の高いものとする。
- ・全日程にわたり、ブースの管理運営、パンフレット配付、観光案内対応、新規SNSフォロワー獲得等の活動に従事する運営スタッフを2名以上手配すること。なお、運営スタッフについては、週末を含む4日間程度はタイ語・日本語の対応が可能な者とし、来場者からの質問対応等があった場合において、三重県の通訳を行うこと。
- ・ブースにおいて、三重県の観光魅力を紹介する動画を放映すること。なお、動画については三重県から提供することとする。
- ・タイ語の三重県の観光パンフレット（297mm×630mm（A4両面6ページ分）、巻三つ折り、カラー）を2,000部印刷し、観光案内ブースに配架すること。なお、パンフレットの原稿（タイ語）は県から提供する。
- ・三重県内の観光事業者のパンフレットについて、現地会場へ輸送すること。なお輸送量については、50kg程度を想定すること。
- ・ブース来場者に対し、案内ボードを作成するなどにより、新たにSNSのフォロワーとなることを呼びかけること。なお、新規フォロワーの増加を目的とするアカウントは下記のとおりとする。

三重県タイ語公式アカウント「เที่ยวสนุก "มิอะ" เจแปน」

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

⑧ステージイベントの実施

- ・開催期間中にステージイベントを6回以上実施すること。
- ・企画の実施にかかる出演者招請、映像や音響の機材などの手配など業務一切を実施すること。
- ・ステージイベントにかかる司会を1名以上手配すること。
- ・ステージイベントの内容はフェアで販売する商品をふまえて、三重県フェアへの集客効果、三重県の観光魅力発信の効果が高まるように工夫すること。フェアで販売する商品は今後インポーターとの商談を経て決定される。前回のサイアム高島屋での三重県フェアで販売した商品は別表のとおり。
- ・ステージイベントの内容は県、サイアム高島屋など関係者と協議をしたうえで決定すること。

⑨来場者参加型イベントの実施

- ・三重県の観光魅力を伝え、来県意欲を喚起できるよう、開催期間を通して来場者参加型のイベントを実施すること。また、企画実施にかかる業務一切を実施すること。
- ・来場者参加型イベントにかかるスタッフを2名以上手配すること。
- ・イベントの内容は、ステージイベント同様にフェアで販売する商品などをふまえて、三重県フェアへの集客、三重県の観光誘客に効果的なものとする。
- ・来県意欲を喚起する観光PRについては、会場の体験が三重県ではさらに本格的な体験ができるようなものを検討し、企画すること。
- ・なお、前回のサイアム高島屋での三重県フェアでは、来場者参加型イベントで以下のことを行った。

和菓子作り教室

組子づくり教室

急須を使ったほうじ茶作りパフォーマンス

伊勢海老等のペーパークラフト作り教室

- ・来場者参加型イベントの内容は県、サイアム高島屋など関係者と協議をしたうえで決定すること。

⑩情報発信

- ・三重県フェアへの集客を図るため、ウェブサイト、SNS、チラシやポスター等により、現地消費者に広く周知するための広報業務を事前及び開催期間中に実施すること。
- ・メディア・インフルエンサーを活用し、三重県フェア開催にかかる事前告知や、会場のライブ配信などを通じて、会場への集客や三重県の観光情報発信を実施すること。
- ・情報発信の実施にあたっては、会場のサイアム高島屋とも密に連携すること。

⑪事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を記載すること。

(4) 成果品

業務実施報告書（正本1部） 及び

その内容を記録した電子記録媒体（CD-R等）（1部）

(5) 納入場所 三重県 雇用経済部県産品振興課

(6) 納入期限 令和8年3月13日（金）

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、フェア会場内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に日本円で支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、前金払をすることができるものとします。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

12 その他、受託上の留意点

- ◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ◇個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ◇業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び

成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

12 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班
担当 植村、岡本

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail export@pref.mie.lg.jp

(別表)

○令和6年度三重県フェア in タイランド 主な商品

No.	出展事業者名	所在地	食品/ 非食品	主な商品
1	株式会社 TA 西村	鳥羽市	食品	冷凍牡蠣、凍眠まだいの生ハム、浜焼き (伊勢海老、牡蠣等)
2	有限会社山藤	南伊勢町	食品	焼き串ひもの
3	ヤマモリ株式会社	桑名市	食品	醤油、調味料、レトルト食品、伊勢焼きうどん、醤油ソフトクリーム
4	九鬼産業株式会社	四日市市	食品	九鬼 黒ごまラテ、胡麻油等
5	辻製油株式会社	松阪市	食品	フレーバーオイル (ゆず、わさび等)
6	株式会社糺屋	伊勢市	食品	糺ぷりん
7	有限会社 夢菓子工房ことよ	四日市市	食品	どら焼き、練り切り
8	有限会社 FORSELLER	伊勢市	非食品	真珠アクセサリー
9	有限会社 藤総製陶所	四日市市	非食品	萬古焼の茶器、酒器
10	馬場建具店	伊賀市	非食品	組子コースター、組子作品
11	遊士屋株式会社	伊賀市	食品	いちご
12	井村屋グループ 株式会社	津市	食品	肉まん、たい焼きアイス等
13	株式会社小杉食品	桑名市	食品	納豆
14	株式会社伊勢萬ト レーディング	伊勢市	食品	おにぎりせんべい、焼酎
15	清水清三郎商店 株式会社	鈴鹿市	食品	日本酒「作」
16	株式会社大田酒造	伊賀市	食品	日本酒「半蔵」

No. 1-10 : 事業者が対面販売、No11-16 : 商品のみ出展
 以下は、現地事業者 (高島屋テナント) が出品

-	スギモトミートタイ ランド	現地法人	食品	松阪肉弁当
-	中島水産	現地法人	食品	三重県のマグロ、タイ、ヒラメ等 (寿司、刺身)